

温泉の保護と利用に関する懇談会発言内容

社団法人 日本温泉協会
大野英市

(1) 温泉の表示について

- ・ 日本温泉協会が取り組んでいる天然温泉表示制度
- ・ 従来型、大深度掘削、タンクローリーなどの差別化
- ・ 循環式浴槽に対する誤解をとくための正しい周知

(2) 温泉の定義について

- ・ 温泉の定義の見直しの必要性

(3) 温泉の保護について

- ・ 乱掘の防止
- ・ 地熱発電対策
- ・ 入湯税の積極的活用

(4) 国民保養温泉地について

- ・ 指定基準の見直し
- ・ 顧問医に療法医を義務付け

(5) 温泉に関する資格制度について

(6) 温泉の保険適用について

新しい天然温泉表示看板について

社団法人 日本温泉協会

社団法人 日本温泉協会では、従来から天然温泉利用の温泉施設に対し審査のうえ「天然温泉表示看板」を貸与してきました。

温泉の利用形態が多様化する中で、利用者には温泉が実際どのように管理されているのか分かりにくくなってきているため、当協会では従来の天然温泉表示看板を新しいものに改め、この「新天然温泉表示看板」で温泉の情報公開を行うことと致しました。

新たな天然温泉表示看板では、温泉の利用形態や管理状況などについて、分かりやすい表示を行います。また、事業を進める中で、表示看板の内容について検討を加え、より良い内容とするとともに、温泉利用者等への普及に努めます。

当協会では、平成15年4月より貸与を開始し、9月末日現在貸与枚数は約400枚です。

社団法人日本温泉協会では、昭和51年に天然温泉表示制度を制定し、温泉法第2条に規定する温泉を対象に天然温泉表示看板を発行してまいりました。

この制度は、温泉法の規定により利用許可を受け、利用に供している温泉旅館等温泉利用施設の温泉が「天然温泉」であることを一定の様式で表示することにより、国民の間に貴重な天与の資源である「天然温泉」に対する正しい認識を喚起するとともに、その適正な利用を促進し国民の健康と福祉に貢献し、併せて温泉地の健全な発展に寄与することを目的としております。

新しい天然温泉表示看板においてもこの主旨は一環したものであり変わりはありませんが、制度発足後四半世紀が経過し温泉の利用形態が多様化する中で利用者には温泉が実際どのように管理されているのか分かりにくくなってきたため、平成12年6月より検討委員会を設置し表示方法について検討を重ねてきました。

1 新しい天然温泉表示看板の基本的な考え方

当協会が一般消費者を対象に実施したアンケートの結果によれば(別掲参照)、大多数の人が温泉に関する情報の公開を求めており、温泉の泉質、泉温以外にも、浴槽の利用形態や、温泉の管理状況にも高い関心を持っていることがわかりました。

本物志向の時代のなかで、温泉についてもその使われ方が問われるようになり、確かな表示が求められていると当協会では考えます。こうした社会の要請に応え、温泉事業者が利用者側の立場に立った表示(情報公開)を行うことで、併せて事業者側の信頼も高めていきたいというのが新しい天然温泉表示看板の基本的な考え方です。

新しい天然温泉表示看板は、当協会が定める新たな手続きを経て温泉利用施設に貸与し掲示するものですが、これはすべての温泉利用施設に対して義務づけるというものではなく、あくまで施設の意思による申請を受け実施するものです。しかしながら、当協会としては、新しい天然温泉表示看板により温泉情報の公開が進むことが重要と考えますので、今後、普及のために施設側の理解と協力を求めてまいりたいと考えます。

また、この看板は温泉の利用状況の表示が主眼であり、旅館ホテル・公衆浴場等温泉利用施設の格付けを行おうというものではありません。

2 新しい天然温泉表示看板の特色

(1) 温泉の情報公開の内容の充実

従来の天然温泉表示看板は、審査で適格と認められ施設に貸与する場合、どの施設の表示看板も同じものでしたが、新たな表示看板は浴槽ごとに審査を行い詳しい表示を行うことにしたため、看板はそれぞれ違うものとなります。

新たな天然温泉表示看板は、別紙のとおりです。この看板に貼付される「天然温泉利用証」には次の内容を表示します。

- 1) 旅館等施設の名称、浴槽の名称(都道府県名、温泉地名)
- 2) 旅館等当該施設が日本温泉協会の会員であること
- 3) 源泉名、引湯方法
- 4) 源泉の所在地
- 5) 泉質・泉温(湧出地におけるものか、浴槽におけるものかの表示)
- 6) 温泉の利用形態。循環等の方式の表示、加水の有無(冷却を目的とするような場合、その旨を表記)、加温の有無
- 7) 温泉の利用状況の表示：〔源泉・引湯、泉質、浴槽における温泉の利用状況(給湯方式、加水の有無、新湯注入率)〕について審査し、各項目毎に適正度または自然度を . . . の3種類の記号で表示します。

は適正なもの、 は概ね適正なもの、 はそれ以外のものを示します。

- 8) 発行年月日、掲示有効期限
- 9) 認定番号(更新の回数も記す)

なお、本制度は浴用を対象といたします。

(2) 新たな審査機関の設置

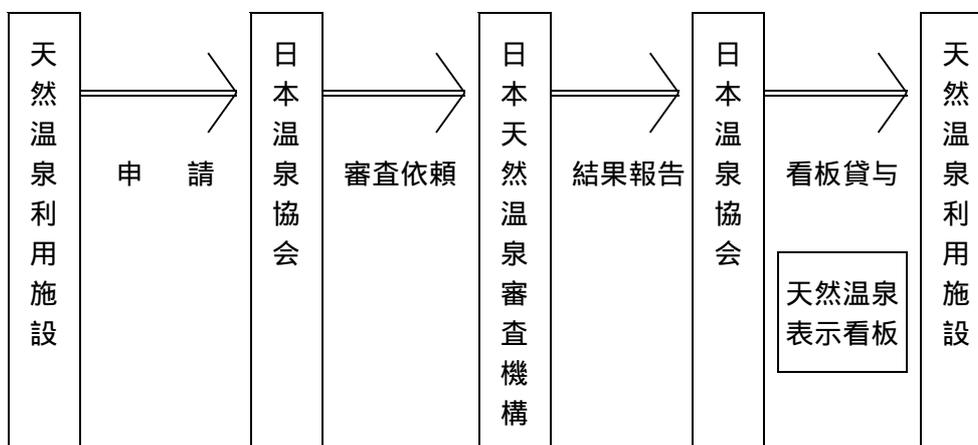
公正な審査機関として学識経験者等で構成する日本天然温泉審査機構を新たに設けます。日本温泉協会では看板の申請を受理しますと、その審査を日本天然温泉審査機構に依頼します。

(3) 更新制の導入

これまでは、一度審査を行い適格と認められれば、看板を貸与したまま更新する必要はありませんでしたが、新たな表示看板には5年間の掲示有効期限を設けることといたしました。これは源泉の状況変化や当該施設における温泉の管理状況等の変化に対応するものです。

貸与を受けた看板が有効期限を迎える場合は更新の手続きを受け付けます。

3 天然温泉表示看板の申請から貸与までの流れ



4 当面の実施の方法

新天然温泉表示看板の導入に当たり、2年間のテスト期間を設け、当協会会員の中から申請を受け付けて実施します。

2年間のテスト期間中及び期間終了後、本制度について検討を行い、よりよい内容とするとともに、温泉利用者等への普及に努めます。

また、テスト期間後は当協会会員以外からも申請を受け付ける予定です。

温泉のアンケート調査について

当協会では毎年東京駅で開催している「旅と温泉展」においてアンケート調査を実施しています。この調査には、毎回2,000枚余の回答が寄せられています。調査内容は、一般消費者の温泉旅行についての実態と志向に関するものが主ですが、平成13年3月に実施したアンケートでは、平成12年6月から検討に入った新しい天然温泉表示看板の参考とするため温泉の情報公開に関する設問を設けました。このアンケート調査には2,016件の回答が寄せられ、「温泉についての情報公開をどの程度望みますか」との設問に対し、非常に思う60.7%、やや思う36%で、合わせて96.7%と大多数の人が情報公開を望んでいるという回答を得ました。